

◆速報！ 小規模事業者持続化補助金《台風激甚災害対策型》公募について（ご案内）

台風10号災害により被災された小規模事業者が経営計画を作成し販路開拓に取り組む費用が助成される小規模事業者持続化補助金《台風激甚災害対策型》が公募されることとなりました。小規模事業者が商工会議所の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む費用の3分の2を補助します。

- 対 象：・台風10号による直接、間接の被害が生じた市内小規模事業者（常時使用する従業員20人以下 但し、卸・小売業及び宿泊業除くサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下の事業者）  
・台風の影響を受けた小規模事業者の販路開拓等の取り組み等であり、被災した事業用資産の単なる復旧・買い替え費用に対する補助ではないこと。  
・補助上限額100万円

お問い合わせ：久慈商工会議所経営支援課 TEL52-1000

◆台風10号災害により被災された会員事業所への見舞金について（お知らせ）

台風10号災害により被災された会員事業所へ当所より見舞金をお配りいたします。

受付期間：平成28年11月1日（火）～11月30日（金）

対 象：事業用建物、什器・備品、資材、営業車

必要書類：り災証明書（写し）又は、被災証明書（写し）を添えて申し出願います。FAX可

内 容：年会費金額 24,000円以上の場合 5,000円

“ 24,000円未満の場合 3,000円

※申し出された事業所には、当所職員が訪問のうえ、お渡しいたします。

お問い合わせ：久慈商工会議所総務課 TEL52-1000 FAX52-1051

◆久慈手形交換所の統合について（お知らせ）

久慈手形交換所は平成29年2月10日（金）をもって手形交換所を廃止し、同年2月13日（月）から盛岡手形交換所へ統合することとなりました。

このため、久慈手形交換所に参加している金融機関と当座取引契約をされております皆さま方には、久慈手形交換所の廃止・合併に伴って、従来のお取扱いが一部変更されますので、お知らせします。

なお、詳細につきましては、お取引きの金融機関窓口へお問い合わせください。

◆生命共済加入・増口について（お願い）

11月末までに当所「きずな共済」に加入・増口された事業主または個人保険・経営者向け保険を契約された方を対象に久慈市の特産品が抽選で30名様に当たるキャンペーンを実施中です。本年リニューアルされ、補償内容がより充実した「きずな共済」への新規、増口を推奨します。

問い合わせ：久慈商工会議所地域支援課 TEL52-1000

◆11月の主な日程等

1日臨時議員総会

7日発電施設並びに久慈北道路視察研修会

8日ビジネスラッピング講座

11日第4回常議員会

15日久慈地方商工連三国事務所長への要望

17日観光交通・サービス業部会合同視察

18日まちなかありがとう市

22日優良勤労者表彰

(定期相談) 保証協会 1・8・15日

公庫国民生活事業 11日

被災金融相談 毎週火曜日